
第 23 回オリンピック冬季競技大会（2018／平昌）

参加資格付与制度の原則

はじめに

参加資格付与制度は、オリンピック冬季競技大会（以下、「**オリンピック競技大会**」という）に参加するための規則、手順および基準から成る国際競技連盟（IF）が定めた規定である。この参加資格付与制度は、(i) オリンピック憲章および以下に定める参加資格付与制度の原則に従い、(ii) 2015 年 12 月 8 日から 10 日の国際オリンピック委員会（IOC）理事会の承認を受けるものとする。

参加資格付与制度は、競技ごと（および該当する場合、種別ごと）に異なる。世界中の最高の選手たちに、オリンピック競技大会に参加するための平等な機会を与えるとともに、各競技／種別／種目に参加する選手の人数に関して IOC 理事会が承認する上限が厳密に守られるよう定められた。

問題解決

IF および国内オリンピック委員会（NOC）間の紛争は、IOC との直接協議を通じて解決する。スポーツ仲裁裁判所（CAS）は、紛争解決のための最終手段とする。

原則

1. 選手の選考

参加資格付与制度は、オリンピック憲章の枠組み内で公平かつ透明な手順を経て最高の選手が参加でき、オリンピック競技大会への各大陸からの参加機会が最大になるものでなければならない。

2. 参加資格認定競技会

選手／チームには、参加資格を得るための機会が複数回与えられるものとするが、参加資格付与制度は、大規模であったり、高額な遠距離の移動を必要としたりするものであってはならない。可能であれば、大陸競技会を使用し、選手の参加費用を削減する。原則として、それぞれの IF が承認する既存の競技会を参加資格認定のために用いる。

IF またはその大陸もしくは地域の協会主催で行われる予選競技会では、IF および競技会主催者は、オリンピック憲章の差別禁止の原則が遵守されるようにし、どの IF のメンバーであっても、すべての選手およびその他競技関係者が競技会のために入国し、参加し、平等に扱われるようにしなければならない。この要件が遵守されない場合、IOC 理事会は関係競技会のオリンピック参加資格認定競技会としてのステータスを取り消す権利を留保する。

3. 参加資格認定期間

参加資格認定期間は、エントリー期限まで最大 18 カ月とする（オリンピック競技大会が開催されるシーズンを含め、冬季 2 シーズン）。

4. 出場枠の遵守

IF は、IOC 理事会による出場枠配分が厳守される措置をとる。

5. エントリー

すべての競技／種別で、選手名によるエントリーの共通エントリー期限を設ける（オリンピック競技大会開会式の約 10 日前）が、これは、オリンピック競技大会組織委員会（以下、「**OCOG**」という）と相談の上、IOC が決定する。

参加資格認定期間は、NOC が NF からの指名を承諾してエントリー書類を完成できるように、OCOG の選手名によるエントリー期限の少なくとも 7 日前には終了する。

6. 出場枠の配分

どの競技でも、参加資格付与制度には、出場枠を選手個人に配分するか（指名制参加資格）、NOC の裁量に任せるか（スロット制配分）を明記するものとする。出場枠が NOC に配分される場合には、NOC に自由な選出権が与えられるのか、選ばれた選手が満たすべき参加資格の最低基準が定められているのかを明記するものとする。このような場合、IF は、各選手の技術能力が、安全に参加するのに十分であることを確認すべきである。出場枠がその氏名をもって選手に配分される場合には、指名出場枠を獲得した選手のリストの公表の際に、オリンピック競技大会に選手が参加するには自国 NOC による選出を受けなければならないという規定を盛り込む。

7. NOC の責任

NOC は、オリンピック競技大会においてそれぞれの国を代表する独占的な権限をもち、配分された出場枠を使用しないという決断を下すこともできる。

8. NOC の手順および日程

出場枠が使用されないままになることを避け、オリンピック競技大会への参加を目指しているすべての選手と国に公平性を確保するために、参加資格付与制度には、NOC による出場枠の受諾／辞退のための手順と日程、および未使用出場枠の再配分手順を盛り込むものとする。これは、参加資格付与制度に明記するものとする。

原則として、参加資格付与制度により出場枠が獲得された日から 2 週間以内に、IF は NOC に対し通知しなければならない。NOC は、出場枠がそれぞれの IF により確認された日から 2 週間以内にその受諾／辞退を行うものとする。参加資格認定期間の最後の 2 週間に実施されるすべての参加資格認定競技会については、未使用出場枠の再配分の可能性を最大にするため、NOC による連絡は 48 時間以内に限定される。

9. 期限の遵守

IF によって配分される出場枠の決定および発表、および NOC による出場枠の受諾確認／辞退については、厳密な期限が適用される。

10. チームの参加資格認定

オリンピック団体最終予選競技会については、参加資格付与制度に、NOC が出場枠の配分受諾に関する予備的な書類を提出する必要があるか否かを明記するものとする（該当する場合）。オリンピック競技大会における団体競技は、アイスホッケーおよびカーリングである。

11. 最低基準

特定の最低基準を満たすことにより参加資格が与えられる競技については、それぞれの IF が、このような基準を満たすべき競技会を指定し、これらの競技会における公式成績結果の確認および発表に関する明確な規定を実施するものとする。

12. 開催国出場枠

原則として、すべての競技／種別に、開催国枠を設ける。ただし、開催国枠は自動的に与えられるものではなく、選手またはチームが最低基準の成績を収めていることを条件に、各参加資格付与制度の中で規定される。特定の競技で開催国枠が用意されない場合、誤解を避けるために参加資格付与制度の中でその旨を明記する。

13. 参加資格付与制度の内容

オリンピック競技大会の参加資格付与手順に関するすべての情報は、各参加資格付与制度に盛り込む。IF の外部文書で発表される基準、規則、規制への言及は最少にとどめ、IF のウェブサイト上に各関連文書への正確なリンク先を明記する。

各競技の参加資格付与制度は、NOC/NF にとって理解しやすいものでなければならず、個々の解釈の余地が生まれないようにする。

14. 連絡

配分される出場枠および参加資格を得た選手のリストを発表する際には、IF は、各 NF に連絡すると同時に NOC にも直接連絡するものとする。これには、参加資格付与制度の変更に関する通知、参加資格認定リストの発表、または出場枠受諾確認の依頼等を含むが、これらに限定しない。OCOG 競技エントリーチームは、NOC/NF に配分されるすべての出場枠について通知されているものとする。

15. 変更

IOC および IF によりいったん合意されると、各競技の参加資格付与制度は、IOC の事前の同意なしには変更することができない。また、IOC の承認なしには、他のいかなる形式でも発表することはできない。

参加資格付与制度の構造と内容

IOC は、IF に標準テンプレート（すべての主要原則および用語を含む）を 2015 年 6 月に提供し、IF は、これを使用して各参加資格付与制度を作成する。各競技／種別の参加資格付与制度の詳細な構造および内容は、以下のとおりとする。

- オリンピックプログラムに含まれる種目の明細。公式種目名を使用する。
- 選手出場枠
 - 競技／種別の総出場枠
 - 男子と女子の内訳
 - 開催国出場枠の数と内訳
 - NOC あたりの最大選手数（競技・種別、および（または）種目ごと）
 - 種目ごとの最大選手数（該当する場合）
- 出場枠の配分方式：選手ごともしくは NOC ごと（または両方）
- 選手参加資格要件：オリンピック憲章の遵守（国籍規則を含む）、年齢要件、医学的証明、追加 IF 規制など
- 参加資格付与手順の詳細
 - 認定競技会ごとに配分される出場枠の詳細。競技会の通過順位を含む。
 - 認定タイム基準およびそれらを取得できる期間の定義（該当する場合）
 - 各認定競技会への参加に関する規則および基準
- 開催国の代表
- 獲得された出場枠の確認手順
- 未使用出場枠の再配分手順
 - IF 出場枠
 - 開催国枠
- 参加資格付与日程の詳細
 - 参加資格認定期間
 - オリンピック競技大会の全認定競技会の日程と場所
 - ランキングが考慮される日付（該当する場合）
 - NOC による出場枠確認／辞退の日程
 - 未使用出場枠の再配分の日程
 - 全競技の最終エントリー期限
 - 2018／平昌代表団登録会議の日程